

## 文京区さしがやアスベスト健康対策等実施委員会肺がんワーキング議事録

開催日時：2007年10月11日（木）午後7時より午後9時

場所：横浜市内

出席者：三浦溥太郎、名取雄司、安達修一

議題：肺がんの認定基準について

各委員がアスベスト曝露と肺がんの関連を証明する医学的な手段について意見を述べた。現在のところ、石綿肺、胸膜肥厚斑などのアスベスト関連疾患が存在せず、肺組織内アスベスト繊維数が相当程度に存在しない肺がんの症例で、アスベスト曝露の寄与を証明する医学的手段が少ないことが確認された。将来、医学の進歩によって遺伝子レベルで因果関係を証明できる可能性、また、肺がんの早期発見や治療法がより効果的になって致命的でない疾患になりうることも述べられた。中皮腫はアスベスト曝露との強い因果関係があるが、肺がんではアスベスト以外の数多くの要因が明らかになっていること、発症まで一定の潜伏期間があることも、判断において重要であることが話し合われた。

複数の発生要因がある中で、アスベスト曝露の寄与を「あり」または「なし」として判断することは困難であると考えられた。寄与の割合について、判断が容易な場合もあるが、寄与の割合の医学的判断自体が困難である事が多いと考えられた。一般人口集団における肺がん発生状況が参考になりうるのではないかとこの提案について議論した。発症した時点での最新の人口動態統計による生命表から求めた肺がん累積死亡率が参考になりうる事が確認された。一方で肺がんの発症に際し、今回の保育園でのばく露が関係ないという事を科学的に明言する事も困難である事が確認された。医学的な判断にあわせて法律的な判断が必要となる事例も多いと考えられる事から、今後肺がんの認定に携わる文京区委員会には区と保護者の推薦する複数の法律関係者が関与した委員会構成とする事が適切との結論に達した。

以上の肺がんワーキングを経て、以下を委員会に提言する。

#### 提言

要項において、さしがや保育園においてアスベスト曝露を受けた者の中から、肺がん症例が見つかった場合に、アスベスト曝露との因果関係について委員会は判定することが求められている。石綿健康被害補償法やいわゆるヘルシンキクライテリアに示された肺がんの認定基準でのアスベスト曝露量は、さしがや保育園におけるアスベスト曝露量と大きな開きがある。また、石綿肺、胸膜肥厚斑、石綿小体、石綿繊維の病変の存在は肺がんとアスベスト曝露との因果関係を証明する有力な所見であるが、当委員会報告書にあるように、今回の曝露量は石綿肺の閾値以下で石綿肺が生じる可能性はほとんどない。しかし、小児期曝露であるために曝露後の期間が長いこと、発がんに対する感受性が成人とは異なる可能性などを考慮しなければならず、肺がんの発症と今回の曝露の関連を100%否定する事は困難と考えられた。

さしがや保育園での曝露との因果関係を医学的に判断することは現時点で困難であるが、将来、遺伝子解析等によってアスベスト曝露の寄与を推定が可能になることも考慮しつつ、現在の考え方を提案する。

認定の要件として、一つは、曝露後の発症までの年数すなわち潜伏期間があり、肺がんについては文献上、20～40年以上を経過して発症することがある。次いで、さしがや保育園におけるアスベスト曝露以外に大きな肺がんリスク要因を持っていないことがある。肺がんの明らかなリスク要因である喫煙はアスベスト曝露者での肺がんリスクを相乗的に高めることが証明されていることから、予防的な観点から、副流煙も含めて極力曝露を避けるべきである。アスベスト曝露については言うまでもないが、今後とも社会的な取り組みが重要であろう。

肺がんは、中皮腫と異なりアスベスト以外に多くの発生要因があり、症例数も現在（2005年人口動態統計）の日本人の悪性新生物死亡では男性で第1位45,189人、女性でも第3位16,874人となっている。アスベストや喫煙などの外因だけでなく食生活などの内因も関与していることから、発症に対する要因の寄与割合を決定することは病理学的にも、疫学的にも困難な現状である。潜伏期間後の肺がん例に関して、アスベスト曝露の寄与割合について判断する基準として、最新の人口動態統計に基づく生命表における累積肺がん死亡率が参考になると考えられる。たとえば、園児の中から40歳で肺がんを発症した場合にはアスベスト曝露の寄与が大きい可能性があるが、一般集団での肺がん症例がほぼ100%に達している80歳で発症した場合には寄与はほとんどないと判断する根拠になりうる。

添付：人口動態統計による生命表の累積肺がん死亡率表

#### 肺癌の認定要件

- 1) 胸膜肥厚斑を伴う肺癌
- 2) 気管支肺胞洗浄液及び手術、剖検肺でクロシドライト（青石綿）繊維が検出された肺癌
- 3) 最新の人口動態統計を参考とし今回のアスベスト曝露の寄与が高いと考えられる肺癌
- 4) 遺伝子解析等で今回のアスベスト曝露の寄与が高いと考えられる肺癌
- 5) 今回の事件との関係が否定できない肺癌

職員の肺癌発病に関しては、今回の曝露以前の要因による調査が必要と考える。医学的な判断にあわせて法律的な判断が必要となる事例も多いと考えられる事から、今後肺がんの認定に関する委員会には、区と保護者の推薦する法律関係者が関与した委員会構成とする事。

以上